

名古屋市認知症介護基礎研修及び認知症介護実践研修 実施機関指定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「名古屋市認知症介護実践者等養成事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)、の4 認知症介護基礎研修及び5 認知症介護実践研修(以下「名古屋市実践研修等」という。)の実施主体として市長が指定する法人(以下「研修実施機関」という。)の指定手続等について、実施要綱、「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」(平成18年3月31日付け老発第0331010号厚生労働省老健局長通知)及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」(平成18年3月31日付け老計発第0331007号厚生労働省老健局計画課長通知)(以下「国要綱等」という。)の規定によるほか必要な事項を定める。

(指定の申請)

第2条 研修実施機関の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、認知症介護基礎研修及び認知症介護実践研修実施機関指定申請書(様式1)(以下「指定申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して、名古屋市実践者研修等の受講者を募集する1月前までに市長に申請する。

- (1) 国要綱等に規定する認知症介護基礎研修及び認知症介護実践研修(以下「実践研修等」という。)の事業計画概要
開講目的、各回の実施予定会場名、所在地、研修期間、受講対象者、定員数、受講に要する費用、使用するテキスト名及び募集案内の方法等
- (2) 名古屋市実践研修等のカリキュラム及び日程表
- (3) 名古屋市実践研修等の講師の氏名、担当科目及び履歴に関する書類
- (4) 名古屋市実践研修等の修了証書の様式
- (5) 申請者の定款、寄附行為又は登記事項証明書、役員名簿
- (6) 申請者の資産状況に関する書類
- (7) 実践研修等の収支予算状況に関する書類
- (8) 実践研修等における他自治体の指定状況に関する書類
- (9) 申請者における研修事業の実績に関する書類
- (10) 申請者における個人情報の取扱いに関する書類
- (11) 暴力団排除に関する誓約書
- (12) 障害者差別解消に関する誓約書
- (13) その他指定の審査に関し必要があると市長が認める書類

2 申請者は、前項第3号において、名古屋市認知症介護指導者の認定にかかる実施要領に基づき認定を受けた名古屋市認知症介護指導者が講師をする場合、講師の履歴に関する書類の提出を省略することができる。

(指定の要件)

第3条 市長は、前条により提出された指定申請書の内容等が、実施要綱及び国要綱等の規定並びに次の各号に掲げる事項に適合すると認められる場合、研修実施機関として指定する。

- (1) 研修事業を実施している法人であること。
- (2) 研修事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有していること。
- (3) 名古屋市実践研修等事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されること。
- (4) 名古屋市実践研修等事業の運営上知り得た個人情報取扱いについて、この事業に従事している者及び従事していた者に対して十分な措置がなされていること。
- (5) 第9条の規定による指定の取消処分を受けた場合は当該処分の日から3年を経過していること。
- (6) 研修実施機関は、前年度に認知症介護実践者研修を開催し、かつその年度において名古屋市内で開催した研修の修了者数が50名以上となった場合は、当該年度において認知症介護リーダー研修を1回以上開催すること。

(指定の決定)

第4条 市長は、第2条の指定の申請があった場合、前条の要件に基づき審査を行う。

2 市長は、申請内容が前条に規定する指定の要件を満たすと認める場合、研修実施機関としての指定を行い、認知症介護基礎研修及び認知症介護実践研修実施機関指定通知書(様式2)により申請者に通知する。

3 市長は、指定をしない決定をした場合、申請者に理由を付して通知する。

(指定の期間)

第5条 研修実施機関の指定の期間は、指定の日から6年とする。

(指定の更新)

第6条 指定の更新を受けようとする者は、認知症介護基礎研修及び認知症介護実践研修実施機関指定更新申請書(様式3)に次に掲げる書類を添付して、前項の期間の満了の日の1月前までに市長に申請する。

(1) 実践研修等の事業計画概要

開講目的、各回の実施予定会場名、所在地、研修期間、受講対象者、定員数、受講に要する費用、使用するテキスト名及び募集案内の方法等

(2) 名古屋市実践研修等のカリキュラム及び日程表

(3) 名古屋市実践研修等の講師の氏名、担当科目及び履歴に関する書類

(4) 実践研修等の収支予算状況に関する書類

- (5) 実践研修等における他自治体の指定状況に関する書類
- (6) 申請者における研修事業の実績に関する書類
- (7) 申請者における個人情報の取扱いに関する書類
- (8) 暴力団排除に関する誓約書
- (9) 障害者差別解消に関する誓約書
- (10) その他指定更新の審査に関し必要があると市長が認める書類

2 市長は、申請内容が第3条に規定する指定の要件を満たすと認める場合、研修実施機関としての指定更新を行い、認知症介護基礎研修及び認知症介護実践研修実施機関指定更新通知書（様式4）により申請者に通知する。

3 市長は、指定更新をしない決定をした場合、申請者に理由を付して通知する。

（申請内容の変更等）

第7条 研修実施機関は、第2条第1項の規定により提出した指定申請書又は第6条第1項の規定により提出した指定更新申請書の内容を変更しようとする場合、あらかじめ認知症介護基礎研修及び認知症介護実践研修実施機関申請内容変更届（様式5）を市長に提出する。

（廃止の届出）

第8条 研修実施機関は、名古屋市実践研修等事業のうち、全部又はいずれかの研修を廃止しようとする場合、廃止しようとする日の1年前までに市に相談をした上で、認知症介護基礎研修及び認知症介護実践研修事業廃止届（様式6）を市長に提出する。

（指定の取消し）

第9条 市長は、研修実施機関が、次の各号のいずれかに該当する場合、第3条に基づく指定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する指定の要件を満たすことができなくなったと認められるとき。
- (2) 指定の申請又は実施要綱3（4）に規定する実績報告等において虚偽の申請又は報告を行ったとき。
- (3) 名古屋市実践研修等事業を適正に実施する能力に欠けると認められるとき。
- (4) 名古屋市実践研修等事業の実施に関し、不正な行為があったとき。
- (5) 名古屋市実践研修等事業の実施内容が実施要綱、国要綱等及びこの要綱その他の規定に違反するとき。
- (6) 違法な行為があったとき。

2 市長は、前項に規定する指定の取消しを行う場合、あらかじめ書面をもって研修実施機関に通知するとともに、その内容について公開する。

(聴聞の機会)

第10条 市長は、前条に規定する指定の取消しを行う場合、研修実施機関に対して聴聞を行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、研修実施機関の指定手続きについて必要な事項は、市長が別に定める。

2 本市が名古屋市実践研修等について必要な事項の報告を求めた場合は、研修実施機関は速やかに対応を行う。また、調査を行う場合についても対応を行う。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条に規定する指定の申請は、施行日前においてもすることができ、かつ、平成29年度に限り、同条中「1月前」とあるのは「2週間前」に読み替える。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(様式1)

認知症介護基礎研修及び認知症介護実践研修実施機関指定申請書

年 月 日

名古屋市長

申請者 所在地
名称
代表者職・氏名
担当者氏名
電話番号

認知症介護基礎研修及び認知症介護実践研修実施機関の指定を受けたいので、
名古屋市認知症介護基礎研修及び認知症介護実践研修実施機関指定要綱第2条
の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 法人の概要

法人種別	
名称	
所在地	
代表者職・氏名	

2 研修の概要

種別	名称	開催頻度					
		年度	年度	年度	年度	年度	年度
認知症介護基礎研修							
認知症介護実践者研修							
認知症介護実践リーダー研修							

※ 開催頻度は各年度における名古屋市実践研修等の実施予定回数を記入すること。

3 指定予定年月日

4 添付書類

(1) 実践研修等事業計画概要

開講目的、各回の実施予定会場名、所在地、実施期間、受講対象者、定員数、受講に要する費用、使用するテキスト名及び募集案内の方法等

- (2) 名古屋市実践研修等のカリキュラム及び日程表
- (3) 名古屋市実践研修等の講師の氏名、担当科目及び履歴に関する書類
- (4) 名古屋市実践研修等の修了証書の様式
- (5) 申請者の定款、寄附行為又は登記事項証明書、役員名簿
- (6) 申請者の資産状況に関する書類
- (7) 実践者研修等の収支予算状況に関する書類
- (8) 実践者研修等における他自治体の指定状況に関する書類
- (9) 申請者における研修事業の実績に関する書類
- (10) 申請者における個人情報の取扱いに関する書類
- (11) 暴力団排除に関する誓約書
- (12) 障害者差別解消に関する誓約書
- (13) その他指定の審査に関し必要があると市長が認める書類

(様式2)

認知症介護基礎研修及び認知症介護実践研修実施機関指定通知書

年 月 日

所在地

名称

代表者職・氏名 様

名古屋市長 氏 名 印

名古屋市認知症介護基礎研修及び認知症介護実践者研修実施機関指定要綱第4条の規定に基づく認知症介護基礎研修及び認知症介護実践研修実施機関として指定したので、下記のとおり通知します。

記

- 1 研修種別
- 2 研修名称
- 3 指定法人番号
第 号
- 4 指定年月日
- 5 指定有効期限

担当
電話

(様式3)

認知症介護基礎研修及び認知症介護実践研修実施機関
指定更新申請書

年 月 日

名古屋市長

申請者 所在地
名称
代表者職・氏名
担当者氏名
電話番号
指定法人番号

認知症介護基礎研修及び認知症介護実践研修実施機関の指定更新を受けたいので、名古屋市認知症介護基礎研修及び実践者研修実施機関指定要綱第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 法人の概要

法人種別	
名称	
所在地	
代表者職・氏名	

2 研修種別・名称・開催頻度

種別	名称	開催頻度					
		年度	年度	年度	年度	年度	年度
認知症介護基礎研修							
認知症介護実践者研修							
認知症介護実践リーダー研修							

※ 開催頻度は、各年度における名古屋市実践研修等の実施予定回数を記入すること。

3 現に受けている指定の有効期間満了日

4 添付書類

(1) 実践研修等の事業計画概要

開講目的、各回の実施予定会場名、所在地、実施期間、受講対象者、定員数、受講に要する費用、使用するテキスト名及び募集案内の方法等

(2) 名古屋市実践研修等のカリキュラム及び日程表

(3) 名古屋市実践研修等の講師の氏名、担当科目及び履歴に関する書類

(4) 実践研修等の収支予算状況に関する書類

(5) 実践研修等における他自治体の指定状況に関する書類

(6) 申請者における研修事業の実績に関する書類

(7) 申請者における個人情報の取扱いに関する書類

(8) 暴力団排除に関する誓約書

(9) 障害者差別解消に関する誓約書

(10) その他指定更新の審査に関し必要があると市長が認める書類

(様式 4)

認知症介護基礎研修及び認知症介護実践研修実施機関
指定更新通知書

年 月 日

所在地

名称

代表者職・氏名 様

名古屋市長 氏 名 印

名古屋市認知症介護基礎研修及び認知症介護実践者研修実施機関指定要綱
第6条第2項の規定により指定の更新をしたので、下記のとおり通知します。

記

- 1 研修種別
- 2 研修名称
- 3 指定法人番号
第 号
- 4 指定更新年月日
- 5 指定有効期限

担当
電話

(様式 5)

認知症介護基礎研修及び認知症介護実践研修実施機関
申請内容変更届

年 月 日

名古屋市長

申請者 所在地
名称
代表者職・氏名
担当者氏名
電話番号
指定法人番号

申請した内容を変更したいので、名古屋市認知症介護基礎研修及び認知症介護実践研修実施機関指定要綱第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 研修種別

2 研修名称

3 変更内容

変更前		変更後	
添付書類			

4 変更予定時期

5 変更理由

(様式6)

認知症介護基礎研修及び認知症介護実践研修事業廃止届

年 月 日

名古屋市長

申請者	所在地
	名称
	代表者職・氏名
	担当者氏名
	電話番号
	指定法人番号

認知症介護基礎研修及び認知症介護実践研修事業を廃止したいので、名古屋市認知症介護基礎研修及び認知症介護実践研修実施機関指定要綱第8条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 指定年月日
- 2 研修種別
- 3 研修名称
- 4 廃止年月日
- 5 廃止の理由